

空き家提供促進事業費補助金

概要

富士河口湖町内に存在する空き家を「富士河口湖町空き家バンク」に**新規登録**し、町外に住所を有する者と**賃貸借契約**に至った場合に、1所有者等につき**10万円を限度**とし補助金を交付する制度

要件

以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ①富士河口湖町空き家バンクに**登録**すること
- ②**町外の方と賃貸借契約**をすること

以下の場合は対象になりません。

- ①対象となる空き家が不動産業を営む者が販売目的に保有している空き家である場合
- ②売買契約が成立した場合
- ③賃貸借契約の相手方が3親等以内の親族である場合

空き家バンク登録までの流れ

- ①まず、役場の担当者にお電話を！
電話番号 0555-72-1129 担当:政策企画課
- ②物件の状態や間取りなどの確認のため、担当者が空き家物件に訪問させていただきます。
- ③大家様から伺った情報をまとめ、インターネットで情報発信を行います。
- ④町役場が仲介に入り、条件に合う方をご紹介します。条件が合えば貸出！